

○昭和 51 年郵政省告示第 87 号（許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>1～8 （略）</p> <p><u>9 放送局の装置の工事設計の全部について変更する場合（装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）</u></p> <table border="1" data-bbox="286 614 1099 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="286 614 584 715">工事設計のうち軽微な ものとするもの</th> <th data-bbox="584 614 1099 715">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 715 584 810">チャンネル選択補助装置 に係る工事設計</td> <td data-bbox="584 715 1099 810">当該部分の全部について削る場合に 限る。</td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微な ものとするもの	適用の条件	チャンネル選択補助装置 に係る工事設計	当該部分の全部について削る場合に 限る。	<p>1～8 （略）</p>
工事設計のうち軽微な ものとするもの	適用の条件				
チャンネル選択補助装置 に係る工事設計	当該部分の全部について削る場合に 限る。				